

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 土地改良区の定款の変更を認可した件三件 二五
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二五
- 土地改良法により換地処分をした件 二五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 二五
- 道路の区域を変更する件 二五
- 道路の供用を開始する件二件 二六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二六
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 二七
- 福島県選挙管理委員会 二七
- 不在者投票のできる施設として指定した件 二七

告示

福島県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小田高原土地改良区から令和三年十二月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、令和四年一月十八日認可した。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安達土地改良区から令和三年十一月九日付けで申請のあった定款の変更について、令和四年一

月十八日認可した。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津中央土地改良区から令和四年一月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十八日認可した。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、深野北地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年一月二十六日から

令和四年二月十四日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和四年一月十三日前田川地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農地管理課）

福島県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 二 二本松市二又一一の一、七五の一、七六、八三
指定の目的
 - 三 土砂の崩壊の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道富岡大越線	双葉郡富岡町大字上手岡字下千里二二三番地先から 同 郡同 町大字上手岡字後田四六番三地先まで	変更前 一〇・四 四七・二 変更後 一〇・四 二六・七	七七八・〇	七七八・〇

(道路計画課)

福島県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道富岡大越線	双葉郡富岡町大字上手岡字下千里一三九番地先から 同 郡同 町大字上手岡字後田四六番三地先まで	令和四年一月二五日

(道路計画課)

福島県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字青生野字江堀五二番地先から 同 郡同 村大字青生野字青生野一七番地先まで	令和四年一月二五日

(道路計画課)

福島県告示第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 双葉町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
双葉都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設

- 三 事業認可の年月日 平成二十九年七月二十一日
四 事業施行期間 平成二十九年七月二十一日から令和九年三月三十一日まで
五 事業地 収用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和四年一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

高郷土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 國雄 喜多方市高郷町峯字馬落乙二五二番地

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六六条、第六十四号、第六十七号又は第六八十四号において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、令和四年一月十七日次のとおり指定した。

令和四年一月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠 藤 俊 博

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
社会福祉法人北信福祉会 特別養護老人ホーム ハッピー愛ランドたむら	田村市船引町柗山字池ノ辺一一一